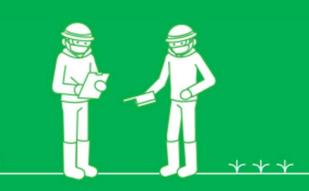
【資料2】

第3回小良ヶ浜・深谷行政区の再生に向けた取組に関する意見交換会資料

点拠点・線拠点及び外縁の除染・解体工事 と仮置場の原状回復の状況について

令和5年8月 環境省 福島地方環境事務所

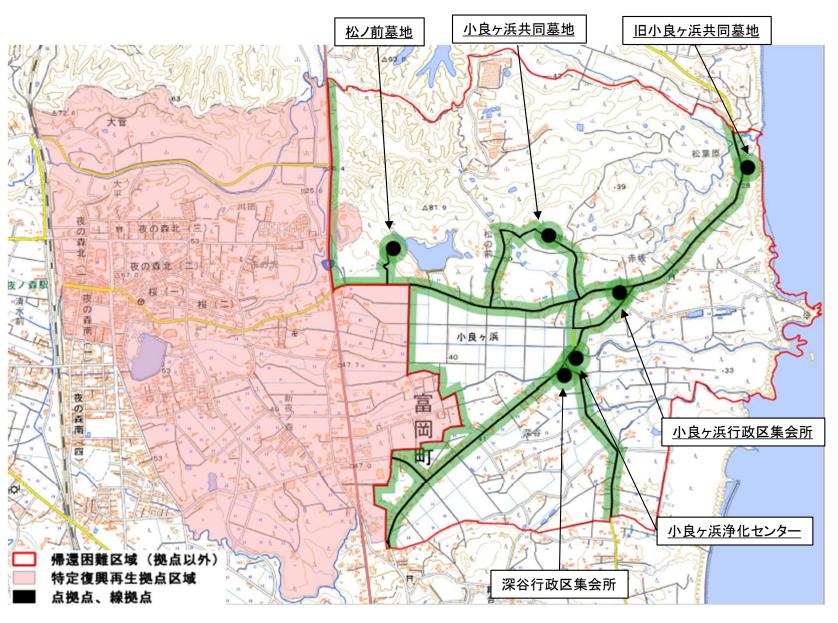


44 +++



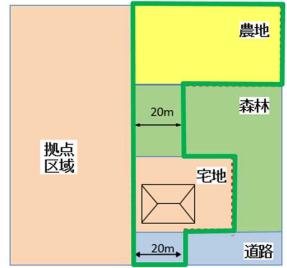
1. 除染・解体工事の状況

■特定復興再生拠点区域および外縁位置図



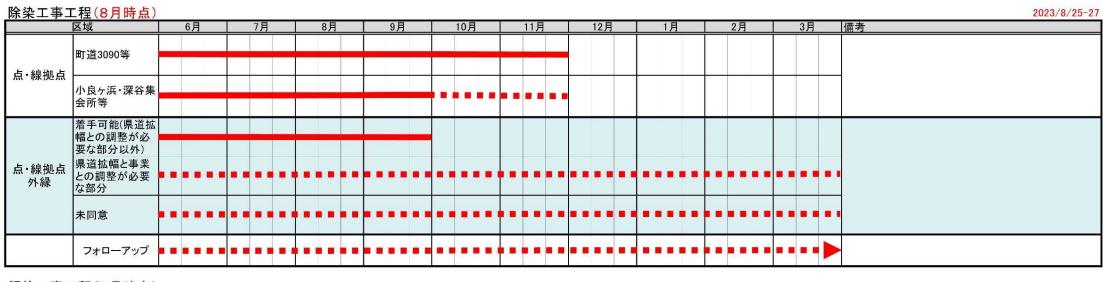
外縁除染範囲 (仮置場除く)

原則として特定復興再生拠点から、宅地・農地は20m範囲内にある一筆を除染、森林・道路は最大20mの範囲を除染。



■点・線拠点及び外縁の除染について

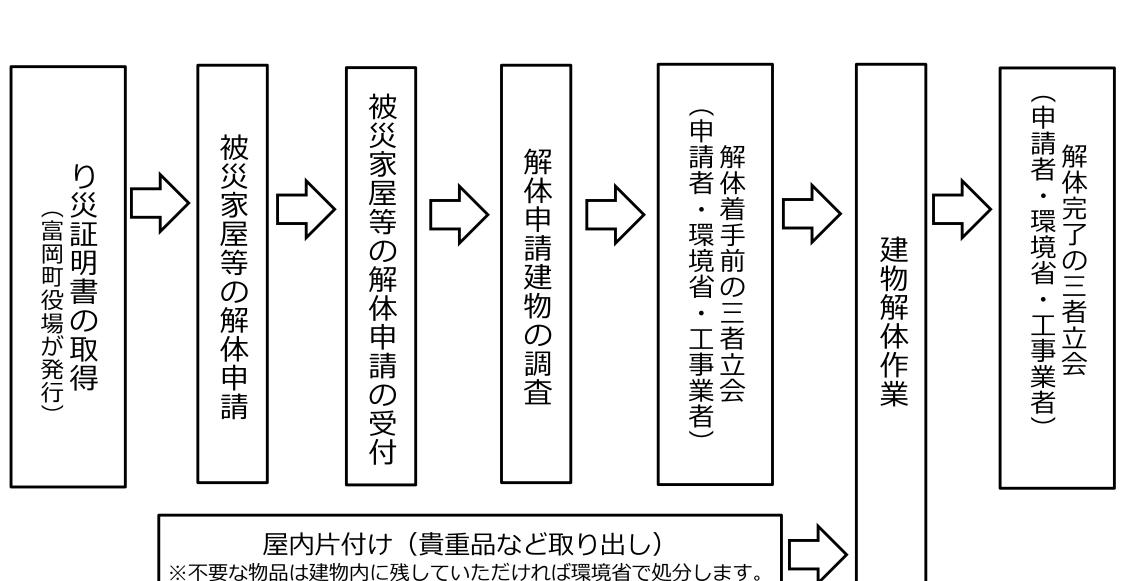
≪点・線拠点及び外縁に係る作業スケジュール≫



_解体工事工程(<mark>8月時点</mark>)											
区域	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考
点·線拠点外縁											■・指示ができるようになったものから順次実施。

- ・点・線拠点及び外縁の除染は、今秋の点・線拠点解除に向けて同意及び立会い確認をいただけた 箇所から現在作業を進めている。
- ・外縁除染及び解体は、除染同意取得状況を踏まえて、西から東に向けてある程度のまとまり毎に 順次進めているところ。
- ホットスポット等があった場合には除染方法を検討、実施(フォローアップ除染)。

■被災家屋等の解体申請受付について(1)



■被災家屋等の解体申請受付について(2)

解体申請の対象家屋

①対象範囲

- ・特定復興再生拠点区域にある家屋等
- ・特定復興再生拠点区域及び特定の道路の周辺(外縁)にある家屋等

②対象家屋等

東日本大震災及び長期避難に伴い荒廃した住家、倉庫、物置、納屋、畜舎、農業ハウス、 事務所、店舗等(中小企業基本法第2条に定める中小企業所有のものに限る。)

③自治体で交付する「り災証明書」において<u>「半壊」以上</u>の判定であること。

解体申請に必要な書類

解体申請書の様式は解体申請受付窓口に用意してあります。

- ①身分証明書の写し 運転免許証、健康保険証、年金手帳等
- ②解体申請建物の名寄帳 ※富岡町役場にお問い合わせ下さい
- ③印鑑
- ④解体申請建物の写真
- ⑤解体申請建物の「り災証明書」の写し ※富岡町役場にお問い合わせ下さい

■被災家屋等の解体申請受付について(3)

注意点

- ① 解体申請をされる場合は、原則、申請は<u>対象となる家屋等の所有者</u>が行うようお願いします。代理人による申請の場合は、家屋等の所有者とのご関係を確認させていただきます。
- ② <u>除染を実施した家屋等は解体申請の対象になりません</u>。解体の意向がある場合は、除 染の実施前に、除染工事の担当者に伝えてください。
- ③ 解体希望の建物の中に、東京電力ホールディングス株式会社の賠償手続きがお済みでないものがある場合は、事前に東京電力ホールディングス株式会社にご相談されることをおすすめします。
- ④ 家屋等を共有されている場合、家屋等の敷地を借りている場合、家屋等に抵当権等が設定されている場合には、解体申請を行うときに、他の権利者の同意取得が必要になります。

■被災家屋等の解体申請受付について(4)

解体申請の受付窓口

【場所・連絡先】

富岡町役場本庁舎内 ☎0120-700-373

富岡町役場いわき支所内 ☎0120-662-550

富岡町役場郡山支所內 ☎0120-629-550

【受付時間】

月曜日~金曜日(年末年始、土日祝日を除く)

午前8時30分から午後5時15分

- ◆ 被災建物の状況に応じてご案内させていただくため、受付窓口までお気軽にお問い合わせください。
- ◆申請受付から解体着工まで時間を要します。解体の意向がある方は、是非ともお 早めにご相談ください。



2. 拠点内および線拠点に接する 仮置場について

■仮置場の原状回復及び返地計画について

- ◆令和5年度は、農地としての原状回復工事を行う。原状回復後の空間線量率平均値は、富岡町内における拠点区域の農地除染の実績程度となる見込み。
- ◆令和4年度及び令和5年度の工事は切れ目なく実施する予定。



(※)除染対象

- ・対象地: 田畑(主に畦畔)、林地(宅地に接する屋敷林)、 道(場内の未舗装部)及び水路(土側溝及びU字溝)
- ・線量モニタリングを実施の上、高線量の箇所については田面を含めて線量低減のための追加的な対応
- ・面拠点に接する仮置場場内の外縁除染を実施。

【線拠点に隣接する除染仮置場について】

- ・ 当面、仮置場として利用していく。
- ・ 令和5年度は小良ヶ浜地区の仮置場内のフレコンに保管された遮蔽土について、同仮置場内のストックヤードに運搬、破袋及び整形する。
- 線拠点外縁にある仮置場の運用に支障ない範囲で除染を実施中。
- (*) 線拠点に隣接する廃棄物仮置場はいずれも使用中であることから、使用終了後に 舗装下部の未除染箇所について除染を実施する。